

議第48号

文教・警察常任委員会資料
平成27年(2015年)3月6日
教育委員会事務局教職員課

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の減少等に伴い、平成27年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり増減することとします。（第2条関係）

区 分		平成26年度	平成27年度	増減
小 学 校	校長および教員	4,739人	4,706人	△33人
	養護教員	246人	242人	△4人
	栄養教諭および学校栄養職員	59人	60人	1人
	事務職員	262人	260人	△2人
	計	5,306人	5,268人	△38人
中 学 校	校長および教員	2,768人	2,746人	△22人
	養護教員	107人	107人	0人
	栄養教諭および学校栄養職員	16人	16人	0人
	事務職員	122人	120人	△2人
	計	3,013人	2,989人	△24人
計	校長および教員	7,507人	7,452人	△55人
	養護教員	353人	349人	△4人
	栄養教諭および学校栄養職員	75人	76人	1人
	事務職員	384人	380人	△4人
	計	8,319人	8,257人	△62人

(2) この条例は、平成27年4月1日から施行することとします。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例新旧対照表

旧			新		
第1条 省略			第1条 省略		
第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。			第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区 分	小 学 校	中 学 校	区 分	小 学 校	中 学 校
校長および教員	4,739人	2,768人	校長および教員	4,706人	2,746人
養護教員	246人	107人	養護教員	242人	107人
栄養教諭および学校栄養職員	59人	16人	栄養教諭および学校栄養職員	60人	16人
事務職員	262人	122人	事務職員	260人	120人
計	5,306人	3,013人	計	5,268人	2,989人
合 計	8,319人		合 計	8,257人	
2 前項の規定にかかわらず、同項の定数のほかに、指導主事に充てる教員を置くことができるものとし、その数は、教育委員会規則で定める。この場合において、指導主事に充てる教員の数は、滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）第2条第1項第5号の教育委員会の事務部局の職員の定数に含まれるものとする。			2 前項の規定にかかわらず、同項の定数のほかに、指導主事に充てる教員を置くことができるものとし、その数は、教育委員会規則で定める。この場合において、指導主事に充てる教員の数は、滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）第2条第1項第5号の教育委員会の事務部局の職員の定数に含まれるものとする。		